

令和5年第2回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和5年2月3日（金）午前9時54分～午前10時42分
2. 会 場 高鍋町教育委員会小会議室
3. 出席委員 島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、四角目 久美子委員、
小泉 桂一委員、 岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、原田教育対策監、大森教育総務係長、岩佐社会教育課長
5. 議 事

島埜内教育長 只今から令和5年第2回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより黒木 知文委員を指名します。よろしくお願ひします。

黒木委員 はい。

島埜内教育長 日程第2「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、2月3日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは会期は本日2月3日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、ご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和5年1月教育長執務」に基づき報告いたします。

1月4日、仕事始め式、課長会がありました。夕方からは、新年賀詞交歓会が昨年同様、規模を縮小して行われました。

5日、二十歳の集いを行いました。こちらも規模を縮小して行っておりますが、やはり少し寂しい感じがしました。コロナ禍なので仕方ないのですが、もう少し表立ってお祝いをしてあげたかったなと思っております。

7日、全九州高等学校バドミントン大会が総合体育館で行われております。この大会は、九州各県で行われた大会の3位、4位の高校が集まって行うものでありまして、長年、本町は共催という形で関わっております。

9日は、宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が行われております。3位以内を目指していたのですが、残念ながら町村の部で8位という成績に終わりました。ただ、小学生の女の子が区間賞という活躍をしてくれました。

それから18日ですが、各校でアップグレード研修がありまして、各班に分かれて個

島埜内教育長 人研究の発表が行われました。

同じく18日ですが、ALTの勤務評定のフィードバックを行っております。二人とも高鍋で働かせてもらってありがたい、とても楽しい、というようなこと言っておりまして、来年も引き続きがんばりたいということでありました。高鍋をととても気に入ってくれているようで、うれしく思っております。

20日、石井十次顕彰会の運営委員会がありました。授賞式は、4月13日に行われることになりました。

21日、岩佐社会教育課長とともに古文書講座に参加して参りました。古文書講座は、確か4年目になると思うのですが、受講生の皆さんが非常に熱心で、来年もぜひ継続してほしいという要望がありました。

24日、石井十次「なわのおび賞」の推薦委員会が行われました。各学校から推薦された子どもたちが全員、「なわのおび賞」を受賞することが決定いたしました。

同じく24日ですが、部活動検討委員会を行っております。ご存じのとおり文科省それからスポーツ庁は、部活動の地域移行という方針を打ち出しておりますので、それについての状況報告や懸案事項等についての話し合いを行いました。2月に県中体連の評議員会が行われ、そこで来年度からの概要が決まるということになっているのですが、合同部活動、うちで言えば東中と西中が合同で部活動を行うということですが、そのあたりの協議が行われる予定となっております。

28日、読書感想文・感想画の表彰式を美術館で行いました。受賞者とその家族だけの参加でありました。それに加えて担任の先生方が数名来られていました。今後の課題として、講演会などのイベントと抱き合わせてもっと人を呼んで、その中で表彰を行うというようなことも検討する必要があるのではないかということをお社会教育課長とも話しているところでございます。

31日、高鍋町学校安全連絡協議会を行っております。いろんな団体の方に集まっていただいて、学校における防災や安全についての協議を行いました。東西中学校がセーフティ・プロモーション・スクールの認証を受けることになりましたので、両校の今年度の取組内容についての発表等も行われました。

なお、来週6日に高鍋農業高校において、セーフティ・プロモーション・スクール認証式がオンラインで行われることになっています。

以上が1月の執務報告でございます。何か質疑等ございませんでしょうか。

何もないようですので報告を終わらせていただきます。

なお、2月の主な行事につきましては、お手元に配付の「令和5年2月教育長執務予定」にてご確認ください。以上で報告を終わります。

それでは続いて、日程第5 議案第3号「高鍋町立学校管理規則の一部改正について」を議題といたしますが、日程第6 議案第4号「職員服務規程の一部改正について」も関連がございますので、一括審議とさせていただきます。それでは提案理由の説明を求めます。

教育総務課長

はい。それでは議案第3号「高鍋町立学校管理規則の一部改正について」から説明させていただきます。議案2枚目が改正理由でございます。そこに記載がありますとおり公務員定年延長制度が導入されるにあたり、令和3年に「地方公務員法」の改正が行われております。その際、「短時間勤務」の用語を定義していた条項が「第28条の5第1項」から「第22条の4第1項」に変更となっております。

議案2枚目の裏面に新旧対照表がありますのでこちらをご確認ください。第66条の中で、この条項を引用している箇所がございますので、今回改正するものでございます。

続いて議案第4号「職員服務規程の一部改正について」でございます。議案2枚目が改正理由となっております。こちらも学校管理規則同様、地方公務員法改正に伴う引用条項の変更でございます。議案2枚目裏面に新旧対照表がありますので、こちらをご確認ください。第20条の中で、この条項を引用している箇所がございますので、これを改正するものでございます。

また、今回の定年延長制度では、管理監督職員、役場で言いますと課長級の職員となりますが、60歳となった直近の4月1日には、課長級以外の職に転任することになるのですが、その際にも、ちゃんと事務引継ぎを行う必要があるということを明確にするために、第27条、アンダーラインの部分になりますが、必要な文言を追加しております。

以上で説明を終わります。この2つの議案についてご審議を賜りますようお願いいたします。

島埜内教育長

只今の説明につきまして、何か質疑等ございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第3号「高鍋町立学校管理規則の一部改正について」及び議案第4号「職員服務規程の一部改正について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委員

異議なし。

島埜内教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第3号及び議案第4号については、いずれも原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第7 議案第5号「高鍋町地域学校協働本部設置要綱の制定について」を議題といたしますが、これも日程第8 議案第6号「高鍋町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」及び日程第9 議案第7号「高鍋町学校支援ボランティア活動実施要項の一部改正について」も関連するものでございますので一括審議とさせていただきます。それでは、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長

はい。それでは、議案と一緒に心配しております参考資料をご覧ください。議案を説明する前にまず、この資料に沿って簡単に今までの経緯について説明させていただきます。

まず、地域学校協働本部、本町ではまだ学校支援地域本部と呼んでおりますが、それと学校運営協議会について説明させていただきます。

現在、本町では、学校支援地域本部と学校運営協議会の2つの組織によって、学校運営の支援を行っています。

学校支援地域本部は、社会教育法で規定された組織でありまして、本町では平成22年度に社会教育課で設置しております。

一方、学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された組織でありまして、平成24年度に教育総務課が設置しています。

学校支援地域本部は、学校が必要とする活動について、地域の方々に学校支援ボランティアとして活動してもらうために、いろいろなことを調整、コーディネートする組織であります。現在2名のコーディネーターを配置して対応しております。

学校運営協議会は、保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映させる組織でありまして、学校基本方針の承認、学校運営状況評価、学校運営に関して意見することが主な仕事となります。昔で言うところの学校評議員会が発展した組織であります。

なお、本町では、学校支援地域本部事業は、学校に関係する事業であるという理由から、平成29年度に社会教育課から教育総務課へ移管されております。

次に、「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」への移行についてであります。平成29年度に行われた社会教育法の改正では、「学校を支援する学校支援地域本部」から「学校と地域が連携する地域づくりを目指す地域学校協働本部」へ移行することが規定されました。

本町においては、既存制度でも学校と地域を結びつけるコーディネート業務が問題なく行われていたため新制度に移行する必要性が感じられなかったこと、それに加えまして、新制度では、「コーディネーター」から「協働活動推進員」と名称が改められ、自治体が推進員を「委嘱」として規定されているのですが、本町では既に会計年度任用職員としてコーディネーターを「任用」していたため、これを「委嘱」に改めることに抵抗があったことから、新制度への移行を見送っておりました。

しかしながら、コーディネーター2名の人件費には国・県の補助金が活用されているため、いずれは新制度に移行する必要があるとは認識しておりまして、以前から県に対して、推進員を「委嘱」ではなく「会計年度任用職員として任用」することが法的に問題ないかどうかについての確認をお願いしておりました。

今年度になってから、県から「任用で構わない」という正式な回答が得られましたので、今回要綱を見直し、正式に新制度へ移行する運びとなった次第です。

地域学校協働本部設置後は、現在活動している学校支援ボランティアの活動を継続しつつ、地域の住民と連携した地域づくりについても今まで以上に取り組んでいきたいと考えておりまして、それを見越して、今年度から、より地域との連携が図られるよう、地元企業の方などにも学校運営協議会の委員として参画してもらうなどしているところでございます。

なお、本来であれば、学校運営協議会と地域学校協働本部という2つの組織を作る必要があるのですが、本町では、以前からいずれの組織も同じメンバーの方をお願い

しておりましたので、今後も同様に運営していきたいと考えております。

しかしながら、会議を誰が主催するのかという点についてははっきり区別していく必要があると考えております。今までは、二つの会議を学校が主催と申しますか、学校支援地域本部が学校運営協議会の中に溶け込んでいるような運営となっていたために学校が負担に感じる場面が多かったのですが、次年度からは、学校運営協議会は学校が主催して学校経営計画などをしっかり説明し、その計画を達成するために解決しなければならない学校及び地域が抱える課題等については、教育委員会事務局が主催する地域学校協働本部で熟議するという形で進めていきたいと考えております。

資料の2ページ目をご覧ください。本町のコミュニティ・スクールの在り方について整理してみました。

繰り返しとなりますが、学校運営協議会は学校が事務局となり、資料にある3つの業務を担うこととなります。年間スケジュールとしましては、年度初めに前年度の評価の報告、当該年度の基本方針の承認、年度末に評価という年に2回会議を行うという形を基本に進めていきたいと考えております。

それから、地域学校協働本部につきましては、教育総務課が事務局となり、協働活動を推進するための体制整備、協働活動の事業計画の作成、活動への参加促進・普及啓発、協働活動の評価・検証、学校支援ボランティアとの連絡調整を行うこととしております。

年間スケジュールとしましては、年3回の会議を基本に考えておりますが、年度はじめと年度末の会議は、学校運営協議会と同じ日に開催したいと考えております。年度途中の会議には、研修なども組み入れていきたいと考えております。

なお、それぞれの会議において、コミュニティ・スクールの肝となる、学校・地域の困りごとなどについて自由に意見交換ができる熟議の場を必ず設けることとしております。

学校支援ボランティアにつきましては、学校支援人材・団体の管理・活用を行うこととしております。地域見守りボランティアの方々もこの学校支援ボランティアに該当します。

資料3ページは、今説明させていただいたことのイメージ図と申しますか相関図のようなものとなりますので、また後程ご覧になってください。

前置きが大変長くなってしまいましたが、議案に戻らせていただきます。

まず、議案第5号「高鍋町地域学校協働本部設置要綱の制定について」でございますが、議案2枚目の制定理由をご覧になってください。先ほど申しましたとおり、国の制度が改正されたことに伴い、従前の「高鍋町学校支援地域本部事業実施要綱」を廃止し、新たに「地域学校協働本部設置要綱」を制定するものです。

第1条は趣旨となっております、小学校及び中学校の更なる学校教育の充実と豊かなコミュニティづくり実現のために設置する協働本部に関し、必要な事項を定めるものであるということを規定しております。

教育総務課長

第2条では、学校運営協議会と同様に中学校区ごとに協働本部を置くことを規定しております。

第3条では、所掌事務を規定しております。内容は、先ほどの資料でも触れさせていただきましたとおりでございます。

第4条では、本部員の構成について規定しております。要綱では4項目に渡って規定しておりますが、学校運営協議会の委員に委嘱することを想定しております。ただ、(1)の推進員だけは、第5条で教育委員会が会計年度任用職員として任用するということを規定しております。

なお、本部長は、本部員の互選で決めることも第4条で規定しております。

第6条は、委嘱期間は1年度間であることなどについて、第7条は、本部員に守秘義務を課すこと、第8条は協働本部の事務局を教育総務課が担うこと、第9条は、委任について規定しております。

それから附則第2条では、従前の学校支援地域本部事業実施要綱を廃止することを規定しております。

議案第5号「協働本部設置要綱の制定について」の説明は以上でございます。

次に、議案第6号「高鍋町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」でございます。社会教育法で配置が義務付けられている「地域学校協働活動推進員」を配置するために必要な事項を定めるため要綱を制定するものでございます。

第1条は、趣旨となっております、先に述べたとおりでございます。

第2条は、推進員の身分は、町の会計年度任用職員であるということを規定しております。

第3条は、任用について規定しております、教育委員会が任用すること、任用期間、再任又は解任について、推進員の配置人数について規定しております。

第4条は、職務について4項目規定しております。

第5条は、委任について規定しております。

全般的に、基本的には、コーディネーターとして任用している現在の内容と同様でございます。

議案第6号「推進員設置要綱の制定について」の説明については以上でございます。

最後に議案第7号「高鍋町学校支援ボランティア活動実施要綱の一部改正について」でございます。議案2枚目の改正理由をご覧ください。地域本部事業実施要綱を廃止し、地域学校協働本部設置要綱を制定することに伴い、この要綱の中で用いられておりました「学校支援本部」という文言を新旧対照表にありますように「地域学校協働本部」に改めるものでございます。内容についての変更点はございません。

以上で説明のすべてを終わらせていただきます。これら3つの議案についてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

島埜内教育長

只今の説明につきまして、何か質疑等ございませんでしょうか。

ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終わります。議案第5号「高鍋町地

島埜内教育長 域学校協働本部設置要綱の制定について」、議案第6号「高鍋町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」及び議案第7号「高鍋町学校支援ボランティア活動実施要項の一部改正について」は、ご承認いただけますでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号、議案第6号及び議案第7号については、いずれも原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第8号「通学区域外就学の承認について」を議題といたします。今回は、小学校児童4件、中学校生徒1件となっております。

1事案ごとに審査して参りたいと思います。それでは、最初の事案についての説明を求めます。

教育総務課長 (1事案ごとに資料に基づき説明・審査 ⇒ 全て承認)

島埜内教育長 日程第11 「通学区域外就学に関する専決処分についての報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で報告を終わります。次に、日程第12 「区域外就学に関する専決処分についての報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で報告を終わります。次に、日程第13 「特別支援学校に就学する児童・生徒に関する報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で報告を終わります。次に、日程第14 「私立中学校に就学する児童に関する報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で報告を終わります。次の議案は秘密会といたしますので、その前に次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。事務局からの説明をお願いします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

島埜内教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

委員 なし。

島埜内教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては3月2日に開催するという事よろしいでしょうか。

委員 はい。

島埜内教育長 ご異議なしということで、次回定例会の日程は3月2日に決定いたしました。

(社会教育課長退室)

島埜内教育長 日程第15 議案第9号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。

※秘密会

島埜内教育長 日程第 16 議案第 10 号「準要保護入学準備金支給対象者の認定について」を議題
といたします。

※秘密会

島埜内教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いた
します。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 5 年 3 月 2 日

高鍋町教育委員会 教育長 島埜内 遵

高鍋町教育委員会 教育委員 黒木 知文